

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年 9 月 12 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 18 号

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

湯河原町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年湯河原町条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(7) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(8) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
5 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第2の1の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）」を加え、同表2及び3の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表に次のように加える。

4 町長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例による在宅重度障害者等手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。